

(出典: 令和3年4月23日開催第1回長崎県西海市江島沖協議会資料)

第1回 2019年10月8日開催

第2回 2019年12月26日開催

第3回 2020年3月30日開催 (協議会意見とりまとめ)

## <留意事項>

### (1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、**地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。**
- ✓ **協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。**

等

### (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、**基金への出捐（20年間の売電収入見込額の0.5%）等を通じて地域や漁業との協調策を講じる。**基金への出捐等の額や用途等については、協議会構成員へ協議をする。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、**漁業影響調査を行う。**

等

### (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている**漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。**
- ✓ 選定事業者は、**電波環境に支障を及ぼすことがないように十分に配慮する。**

等

### (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等**を行う。

等

### (5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルール**について、**関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。

等

### (6) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、**発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。**

等

### (7) その他

- ✓ 今後、**上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。**